

社会福祉法人愛泉会 えじり保育園重要事項説明書

1. 園の名称および施設運営者

名称	社会福祉法人愛泉会 えじり保育園
施設運営者	社会福祉法人 愛泉会

2. 施設の目的および運営方針

施設の目的	<p>この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように、信、望、愛の心をもって、支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。(1) 第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 保育所の経営 (ロ) 一時預かり事業の経営</p> <p style="text-align: right;">(社会福祉法人愛泉会定款第一条)</p>
運営方針	<p>「今、『ここにある』生活を豊かに生きること」を保育の理念として保育を進めていく。さらに、この保育理念を実践していくために、子どもたちの以下の5つの生活を大切にする。</p> <p>①個を生かす生活…「じぶんらしく」生活する ②関わりの中での生活…「ともに」「文化」の中で生活する ③探究(探求)する生活…「ふしぎだな」「なんでだろう」という気持ちを大切に生活する ④くつろぎのある生活…「ほっと」する居場所の中で生活する ⑤感謝する生活…「ありがとう」と感謝の気持ちを持って生活する</p>

3. えじり保育園の概要

施設の種類	保育園
開設年月日	2009年4月1日
所在地	静岡県清水区宝町2-25
電話番号	054-366-2689
代表者	園長 井出孝太郎
利用定員	2号認定(3、4、5歳児)…60名 3号認定(満1歳以上)…30名 (満1歳未満)…10名

4. 保育を提供する日および時間

保育を提供する日	月曜日から土曜日までとする。ただし、以下の日を除く。 ・国民の祝日及び、12月29日から1月3日まで
保育を提供する時間	(保育標準時間認定) ・7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間(基本保育時間) ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時00分までの範囲内で時間外保育を提供する。(延長保育) (保育短時間認定) ・8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間(基本保育時間) ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分まで、17時00分から18時00分まで、18時00分から19時00分までの3区分において、時間外保育を提供する。(延長保育) ただし、8時00分から8時30分、16時30分から17時00分の30分については、通勤時間等を考慮し、延長保育料金は徴収しない。
一時預かり	・8時30分から12時30分の半日保育または9時00分から15時00分の日保育を提供する。 ・やむを得ない理由により保育が必要な場合は、15時00分から17時00分までの時間外保育を提供する。(延長保育)

5. 利用の開始および終了

利用の開始	市町村から保育の実施について委託を受けたときはこれに応じる。
利用の終了	<p>以下の場合について、保育の提供を終了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児が小学校に就学したとき。 ・2号認定としての支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。 ・3号認定としての支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

6. 利用者負担その他の費用の種類

保育料	支給認定区分（2号、3号および保育標準時間または保育短時間認定）、世帯の所得状況、きょうだいの状況に基づき、保護者が居住する市町村が定める額を支払う。
時間外保育料 （延長保育料）	<p>（保育標準時間認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18時00分から19時00分…1回200円 <p>（保育短時間認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7時00分から8時00分… 1回200円 ・17時00分から18時00分…1回200円 ・18時00分から19時00分…1回200円
実費徴収	<p>保育料とは別に以下のものについて実費負担となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費（3、4、5歳児）月額5,100円（副食費免除対象児は月額600円） ・保育用品代

7. 提供する保育等の内容

保育について	保育所保育指針を踏まえ、2. 施設運営方針を基に保育課程を編成し、保育を行う。								
食事の提供	<p>提供する食事は、旬の食材等変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。また、子どもの身体的状況や嗜好を考慮し、食材の選定や調理方法を工夫する。</p> <p>食物アレルギーを持つ子どもに対しては、家庭、医療機関と連携をとり、「食物アレルギー除去依頼書」を提出の上、アレルゲンの除去食等を提供する。</p> <p>さらに、「食べることは楽しいこと」という視点から、食育についても保育の中で取り組んでいく。</p>								
時間外保育	やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、4. 保育を提供する日および時間に規定する時間の範囲内において、時間外保育を提供する。								
子育て家庭に対する支援	地域の未就園児のいる家庭や妊娠中の方に対して「こそだてひろば」を提供する。								
一時預かり事業	原則、その他の保育園、幼稚園、認定こども園に在園していない1歳児～2歳児までの子どもを、保護者の諸事情により受け入れ、一時的に保育を提供する。								
保育に係る行事	<table border="0"> <tr> <td>4月進級式・入園式・保護者会総会</td> <td>10月親子うんどうあそびの日</td> </tr> <tr> <td>6月おしゃべり会（保護者懇談会）</td> <td>12月クリスマス会</td> </tr> <tr> <td>7月えじりマルシェ</td> <td>2月おしゃべり会（保護者懇談会）</td> </tr> <tr> <td>9月引き渡し訓練</td> <td>3月卒園式</td> </tr> </table> <p>※毎月の身体測定、避難訓練、交通安全指導 ※年2回ずつ内科健診、歯科健診を行う。 ※その他、保育内容・保護者会活動により行事が入ることもある。</p>	4月進級式・入園式・保護者会総会	10月親子うんどうあそびの日	6月おしゃべり会（保護者懇談会）	12月クリスマス会	7月えじりマルシェ	2月おしゃべり会（保護者懇談会）	9月引き渡し訓練	3月卒園式
4月進級式・入園式・保護者会総会	10月親子うんどうあそびの日								
6月おしゃべり会（保護者懇談会）	12月クリスマス会								
7月えじりマルシェ	2月おしゃべり会（保護者懇談会）								
9月引き渡し訓練	3月卒園式								

8. 職員の状況（※ただし、乳幼児の受け入れ等により、員数が変動することがある）

職名	人数（うち非常勤職員）
園長	1人
主任保育士	1人
保育士	17人（1人）
調理員	3人（1人）
看護師（非常勤）	1人
事務員（非常勤）	1人
保育補助（非常勤）	1人

9. その他、運営上における対応

事故・けが等の緊急時における対応	保育中に子どものケガおよび体調の急変等が生じた場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、嘱託医へ連絡、受診等必要な措置を講ずる。
非常災害時における対応	園で整備している避難のマニュアル「災害が起こったら！」を基に対応する。 （避難場所） ・第一次避難場所…えじり保育園及びメゾングランツ清水宝町 ・第二次避難場所…江尻生涯学習交流館
虐待の防止のための措置	子どもの人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、虐待の発見および防止、さらに関係機関との連携をとる。また、職員に対する研修の実施等、その他必要な措置を講ずる。
苦情への対応	園に関する要望や苦情については、苦情解決窓口を設置し対応する。 ・苦情受付担当者 芹澤 龍司 ・苦情解決責任者 井出 孝太郎 ・苦情解決第三者委員
個人情報保護への対応	・園長および職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に提供しない。 ・子どもの卒園または退園の際に、その後の就学やその他の施設等における保育および教育が円滑に行われるよう、該当の子どもに関しての必要な情報を提供することがある。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- ・令和1年10月1日より一部改正（実費徴収について）
- ・令和4年4月1日より一部改正（保育に係る行事について、苦情受付担当者変更）

重要事項説明書に関する同意書

保育の提供を開始するに当たり、重要事項説明書により重要事項の説明を行いました。

説明者：社会福祉法人愛泉会えじり保育園 園長 井出孝太郎

私は、重要事項説明書により重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ (印)

園児との続柄： _____

園児氏名： _____